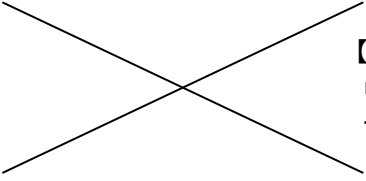


中古パソコンの国内利用および海外輸出の為の パソコンリユース・リサイクル仕分けの考え方【概要】

一般社団法人中古情報機器協会（R I T E A）

	リユース	リサイクル <small>(注1)</small>
国内 利用	<ul style="list-style-type: none"> ・新製品製造後10年以内(注2)の装置全体動作中古パソコン(含むパソコン用中古ディスプレイ、以下同じ)及び部品取り用中古パソコン(「ジャンク品」、以下同じ)。 ・新製品製造後10年を越えているが、「ビンテージパソコン」として、当協会(以下、RITEA)に登録されているパソコンの装置全体動作中古パソコン及び部品取り用中古パソコン。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新製品製造後10年を越える中古パソコン。 ・左記(国内利用・リユース用)の新製品製造後10年以内中古パソコンおよび「ビンテージパソコン」の装置全体動作品・部品取り用品以外のもの。
海外 輸出	<ul style="list-style-type: none"> ・新製品製造後10年以内の装置全体動作中古パソコン。 ・但し、輸入国側で輸入許可条件として新製品製造後年数を規定している場合は、その定めに従うこと。 <p style="text-align: center;">〔 以下の海外輸出向け中古パソコンは、国内での再資源化とすること。 〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新製品製造後10年を越える中古パソコン。 ・部品取り用中古パソコン(新製品製造年式に依存しない) ・新製品製造後10年以内中古パソコンの装置全体動作品以外のもの 	 <p>【海外輸出先でのリサイクルは不可】</p>

(注1)国内での再資源化、具体的には、当該新製品販売パソコンメーカーへの回収リサイクル依頼(要料金支払い、但し、平成15年10月以降販売新製品の家庭・

個人向けパソコンは無償)、または、「RITEA認定情報機器再資源化事業者」への提供(売却等)が望ましい。

(注2)市場環境により、製品仕様・外観程度や製品ブランドの人気度合によっては、新製品製造後10年未満でも、リユース用として流通できない場合もあり得る。

パソコンリユース・リサイクル仕分け時の「動作確認」「外観検査」 「HDDデータ消去」への対応【概要】

「装置全体動作中古パソコン」とは、新製品販売時相当の装置全体機能が正常に動作する中古パソコンを言う。

上記の「年式」条件を満足し、且つ以下の「動作確認・外観検査」の全てを満足している中古パソコンは「リユース品」、それ以外は「リサイクル品」とする。

(但し、国内利用では、装置の構成部品では動作するが、装置全体動作中古パソコンを保証するものではない部品取り用中古パソコン「ジャンク品」についてもリユース可とする。)

(i)「動作確認」で行うべき事項の概要

- ①パソコンの装置電源をオンにして、原則「パソコン用ハードディスクドライブ(HDD)データ消去ソフトウェア」等のソフトウェアを用いて、装置が作動していることを確認。
- ②装置の電源オン／オフスイッチ部が正常に動作するか複数回の操作繰り返しを行う。
- ③異臭の有無確認の「異臭検査」および「異常音の無いことの確認」、ディスプレイ部については、「輝度確認・コントラスト確認」を行う。

(ii)「外観検査」で行うべき事項の概要

- ①安全上に影響を与えるような、電源プラグの溶こん(キズ)・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ(半断線・亀裂)がないこと、製品の筐体に大きな打こんがないことおよび著しい汚れがないことの確認。ネジが緩んでいた場合は、締め直すこと。
- ②パソコンやパソコン用ディスプレイにユーザーが貼り付けていた資産管理ラベル等が残っている場合は、取りはがしを行うこと。

(iii)HDDデータ消去への対応

- ①パソコンのHDD内には大量のデータが保管されていることから、情報漏洩の可能性への配慮およびデータ消去が必要。

海外輸出時に必要な配慮【概要】

中古パソコンや中古ディスプレイの海外輸出を行うには、以下への配慮も必要である。

- ①海外輸出時の梱包・積載への対応として、中古ディスプレイ単体の表示部の前面には、割れ防止の保護対策を行うこと。

- ②下記のような仕様となっているジャンク品は、国内での再資源化とすること。
 - ・装置の電源スイッチが動かず、装置が動作しないもの
 - ・装置の部材が抜かれ、装置外形に穴が見えるもの（ハードディスクドライブ（HDD、以下同じ）未実装を除く）
 - ・装置の画面表示部が割れているもの
 - ・元の装置原形を留めていないもの

- ③適正な海外輸出を行った確証となる輸出先中古情報機器販売事業者の名称および所在地の情報の保管（1年間以上）

- ④バーゼル条約について聞きたい、また、海外でHDDを実装して装置利用する為に、HDD未実装の中古パソコン（HDD以外動作品）の海外輸出を希望または判断に迷う場合は、「環境省地方環境事務所（北海道～九州）、または、「財団法人日本環境衛生センターのバーゼル条約輸出入規制事前相談課（平成21年3月現在）に相談すること。
なお、中古パソコンの輸出の相談をする際には、確実にリユースされることの確認として、輸出先中古情報機器販売事業者の名称・所在地および相手先事業者の取扱い事業場・店舗などの写真の提出等を求められる。

なお、詳細は、同時発表の添付資料2「国内利用および海外輸出時におけるパソコンのリユース・リサイクル仕分け基準に関するガイドライン」を参照すること。

以上